

『土左日記』 筆記者「女」の位置

——「亡兒追憶」記事の検討を通して——

曾 根 誠 一

はじめに

『土左日記』は、土佐国の前任国司一行の人々が、官舎を出て都の自邸に帰着するまでの五十五日間の出来事を、前任国司の記す漢文日記に対して、原則として平仮名^①で、一日も欠くことなく記しているのだが、その筆記者は、周知の如く、「女（女性仮託）となっている。

男もすなる日記といふものを、女もしてみむとてするなり。

その年の師走の二十日あまり一日の日の、戌の時に門出す。そのよし、いささかにものに書きつく。

（新編日本古典文学全集本。以下「新編全集本」と略称）

この日記中で創出された和歌の内、「ある人」の「てる月の」歌（一月八日）と、「みやこにて」歌（一月二十

日）の二首は、『貫之集』に収載されていないのに、『後撰集』 羈旅歌一三六三・一三五五番歌に、「貫之」作として入集しているだけでなく、詞書に「土左より任はてのぼり侍りけるに、舟のうちにて月を見て」^②、「土左よりまかりのぼりける舟のうちにて見侍りけるに……」と、土佐国から上洛の途次に創出されたことが、明記されている。加えて、『後撰集』の撰者「梨壺の五人」には、子息・時文が撰任されており（順集・一一七番歌詞書）、『土左日記』が貫之の著作であることに疑問の余地はない。

それ故に、「女性仮託」の設定は、貫之自身によるものであり、その意図をめぐって、江戸時代の注釈書以来、多くの議論が重ねられてきたのだが、木村正中氏^③は、「土左日記の女性仮託は、要するにこの冒頭の一句に尽きている」（27頁）と解釈され、その根拠の一として、

「女」の執筆者としての主体的な立場がまったく無視されている(13頁)ことを、指摘されている。

この筆記者「女」の立場の問題については、宮崎莊平氏も、「叙述の形態からみても仮託の女性作者の立場はけっして確立してはいない」(2頁)、「作中における女性作者の存在は不明確かつ稀薄であり、その人物像はさこぶる不分明なのである」(3頁)と、同様の指摘をされている。

また、菊地靖彦氏は、「女」について、「船旅一行の中心でどのような位置に立つ人物なのか、どのような性格なのか、といったことを探る手がかりはない」(117頁)。「をむな」を一個の女性として造型する意図などはまったくなかった」のであり、「何らの人格も与えられていない」「をむな」を、あたかも一つの人格と断定して、「女性仮託」といってしまうのは、議論の出発点においてすでに誤りを犯している」と指摘されている。

こうした「女」の立場・位置の曖昧さについて、森田兼吉氏は、「紀貫之の家に仕えている侍女(女房)が主家のことを書くということであれば、自己を語らず、その個性がはっきり表面に出てこないのはけだし当然であった」(74頁)。前任国司一行の「人々の言動や思い」(84頁)を、「物語の草子地のような文章」で記述する一方で、

「貫之の思いとも同化した文章をものす」「自在な女の視点」で記述したのであり、それでも「貫之家の侍女の記」という姿勢は貫かれている(79頁)として、「女」の立場と人物像が、明確に設定されず、描かれていない理由を説明されている。

この森田氏の指摘を、「侍女の「公的」立場や自在な視点に着目した卓論」(36頁)と評価する石坂妙子氏は、「人々の関係を広くその視野に収める外的視点と、主人達の心情に思わず同化してしまう内的視点とを合わせ持つ独特の視座」(37頁)に立つ「侍女とは、公私・自他の領域を自在に超えうる境界的存在」なのだと、「女」による記述の特徴を指摘されている。

問題となる「女」の立場・位置について、森田氏は前任国司家に仕える「侍女」という解釈を提示され、菊地氏は、「強いて言えば一行の長の侍女格とでも言うほかない」(67頁)のだが、「どのような立場の人物か」「答えは出ない」と、判断を保留しておられる。また、石坂氏は、「女」が「前の守」に近仕する侍女(37頁)であり、『土佐日記』は、そのような侍女の視点を導入した画期的作品である」と指摘されている。

以上のように、筆記者「女」の立場・位置については、根拠となる明確な記述が確認できないことから、前任国司付きの侍女という判断には、若干の揺れが確認される

のであり、この問題を、「亡児追憶」記事の分析を通して、検討してみたいと思う。

一

先ず、「亡児追憶」記事の嚆矢である十二月二十七日条を、検討することにした。

二十七日。大津より浦戸を指して漕ぎ出づ。かくあるうちに、京にて生まれたりし女子、国にてはかに亡せにしかば、このごろの出で立ちいそぎを見れど、何ごともいはず。京へ帰るに、女子のなきのみぞ悲しび恋ふる。ある人々もえ堪へず。このあひだに、ある人の書きて出だせる歌、

③ みやこへと思ふをものかなしきはかへらぬ人のあればなりけり

また、ある時には、

④ あるものと忘れつつなほなき人をいづらととふぞかなしかりける

といひけるあひだに、鹿児の崎といふところに、守の兄弟、またこと人これかれ、酒なにと持て追ひ来て……。(傍線は助動詞「き」、二重傍線は助動詞「けり」、点線はそれ以外の助動詞及び動詞。以下同じ)

右の記述は、先ず「大津より浦戸を指して漕ぎ出づ」

と、当日の船の移動を、総括的に記した後、出航する以前の一行の人々の様子を、具体的に記している。

筆者「女」は、「京にて生まれたりし女子、国にてはかに亡せにしかば」と、亡児が都で誕生し、土佐国で逝去した事実を、助動詞「き」を使用して記述する。

これは、前日までに直接経験した過去の出来事を表す助動詞であり、「女」は、亡児の誕生と逝去の場双方に居合わせたことが知られる。その逝去について、原因・理由を表す確定条件の接続助詞「ば」を下接して、人々が帰京の準備に勤しむ様子を、「見れど、何ごともいはず」と記す。この時点で、「女」の視線は、亡児の母に移動し、その動向に重ねられて、「女子のなきのみぞ悲しび恋ふる」と、その心情が記述されて行く。

ここで注意すべきは、「女」の視線が、自らが経験した亡児逝去の事実の記述から、亡児の母の動向・心情の記述へと、何の断りもなく移動・転換していることであり、「女」独自の視点・立場を確立した上で、記述しようとする姿勢は、見られないことである。換言するならば、視点の移動は明示されず、石坂氏が指摘されるように、「自他の領域を自在に超え」ているのであり、融通無碍なのだといえよう。

「女子」を亡くした悲嘆に打ち拉がれる亡児の母は、帰京の準備に勤しむ人々を見ても、何も語らない。事情

を知る居合わせた人々は、その母を見て堪えることができず、もらい泣きする。そこで、「ある人」が、人々の思いを代弁する③番歌を、この場の雰囲気配慮して、懐紙に書いて差し出す。この時、「もののかなしきはかへらぬ人のあればなりけり」という、亡児に対する悲嘆は、人々の間で共有されるとともに、「みやこへと思ふ」という、「望京」の思いも併せて創出されていることを、確認しておきたい。

この時、「女」は、悲嘆を共有するこの場の様子を、客観的に描出するのだが、その記述内容と対象を考える
と、「女」の視線は、亡児の母に寄り添っていると考
てよいであろう。そして、「女」もまたこの場に居合
せ、同席しているのである。

次の④番歌は、出航以前の別の時に、亡児が逝去した
事実を失念した人(③番歌とは異なる「ある人」)によ
て、何処に在るのかと、その所在を問う言葉が、周囲に
対して発せられる。その発語の瞬間、既にこの世に生
存していないことに自ら気付き、「かなし」と打ち拉が
れる悲痛な体験に基づいた創出歌である。

この場に、悲しみに打ち拉がれる亡児の母が、居合
せたなら、その逝去を失念することは、③番歌の事例に
徴して考え難いのであり、④番歌創出の場に、母は不在
であったろう。加えて、注意されるのは、「といひける」

と、助動詞「けり」¹⁾が使用されて、「女」もまた、この
場には不在であることが判明するのである。このことは、
偶然の出来事とも考えられなくはないが、むしろ、亡児
の母と筆者「女」との距離、関わりを考える手懸かり
になるように思われる。

二

筆者「女」の、前任国司一行内での立場・位置を考
える時、手懸かりになると思われるのが、次の記事であ
る。

二十五日。守の館より、呼びに文持て来たなり。
呼ばれて到りて、日一日、夜一夜、とかく遊ぶやう
にて明けにけり。

二十六日。なほ守の館にて饗宴しののしりて、郎
等までに物かづけたり。漢詩、声あげていひけり。
和歌、主も客人も、こと人もいひあへりけり。漢詩
はこれにえ書かず。和歌、主の守のよめりける、

①みやこ出でて君にあはむと来しものを来しかひ
もなく別れぬるかな

となむありければ、帰る前の守のよめりける、

②しろたへの波路を遠く行き交ひてわれに似べき
はたれならなくに

こと人々のもありけれど、さかしきもなかるべし。

とかくいひて、前の守、今のも、もろともに降りて、今の主も、前のも、手取り交して、酔ひ言にころよげなる言して、出で入りにけり。(十二月)

二十五日に、新任国司の使者が、前任国司に対する招待状を持参したことを、「女」は、「来たなり」と、伝聞の助動詞「なり」を使用して記している。前任国司付きの侍女は、複数いたのであるが、「女」もその一員であったなら、使者の対応に関連したことに駆り出されて、その事実を把握していたはずであり、伝聞表現が取られることは考え難いように思われる。

これについては、既に森田氏が、「記者は新しい守の館から使いが招待の手紙を持って訪れたことを、伝聞でしか知り得ない立場の者」(77頁)であると、指摘されているのは、従うべき見解なのだが、「女は貫之たちと同行して国司館に行かないのが普通だろうが、ここでは行っているようだ」、「翌日も、記者の女は貫之の近くにいて」と述べておられるのは、如何であろうか。

招待を受けて、新任国司邸に赴いた前任国司側の人々の当日の動向を、「女」は、「とかく遊ぶやうにて明けにけり」と、助動詞「けり」を用いて記述している。

翌二十六日の記述の「郎等までに物かづけたり」は、新任国司から下賜された「物」を、郎等が所持しているのを見したので、「主体の変化した結果の状態」(296頁)

を表す助動詞「たり」が使用され、「こと人々」の和歌の「さかしきもなかるべし」は、「女」の判断による推量なので、助動詞「べし」が使用されているものの、この二箇所と「漢詩はこれにえ書かず」以外の文末には、全て助動詞「けり」が使用されている。すなわち、「女」は、新任国司邸には同行していないと判断されるのであり、同行した従者から聞いて、確認した上で書き記したことを、助動詞「けり」は表現しているのである。

以上述べてきた、新任国司の使者到来に関する伝聞の助動詞「なり」と、新任国司邸に同行した前任国司側の人々の行動に関する助動詞「けり」を勘案すると、筆者「女」は、前任国司に仕える侍女ではなかったと考えられるのである。

では、誰に仕える侍女なのであるうか。それを考える時、都の自邸に帰着した二月十六日条に、「この家にて生まれし女子の、もろともに帰らねば、いかがは悲しき」と記されていることが、手懸かりになるう。亡児は、前任国司邸で誕生したことが確認されるのであり、その場に「女」は、居合わせたのである。その母が侍女であったなら、里邸に退出して出産したはずであることから、「亡児の母」は、前任国司と同居する妻妾の一人であった、と考えるのが自然であろう。

前任国司(船君)は、「七十路、八十路は、海にあるも

のなりけり」(一月二十一日条)と自ら語っていることから、六十歳代の人物のようであり、その正妻も、年齢的には大きく隔たらない「専女」(老女)であろうことを考えると、「亡児の母」は、正妻ではなかった蓋然性が高いように思われる。

これらの推定は、一月十一日条で、「今日はまして、母の悲しがるることは」と、「亡児の母」に対する唯一の事例ながら、悲嘆する動作に尊敬の助動詞「る」が使用されていることから、裏付けられるように思われる。

因みに、人々の動作を表現する地の文で、尊敬語は、不使用が原則なのだが、稀に使用される事例は、他に五例確認される。

【講師】い^てませり(十二月二十四日条)

【前任国司】たよりあらばやらむ、とて、おかれぬめり(一月七日条)

御館より出で給^ひびし日より、ここかしこに追ひ来る(一月九日条)

【翁・専女】ものものし給^ばで、ひそまりぬ(一月九日条)

【船君】米をとりかけて、落ちられぬ(一月十四日条)
「講師」は、国分寺の僧尼を掌る都から派遣された僧官であり、「前任国司」と「船君」は、同一人物を指す

のであろうが、和歌創出の能力と披露の技術に差異が見られる。「翁・専女」は、実態が不明なのだが、尊敬語「給^ぶ」が使用されていることから判断すれば、前任国司夫妻のことなのであろう。

とすると、地の文で尊敬語が使用されているのは、「講師」と「前任国司」(翁・専女)も含めて考えておく。「船君」という、限定された人々だけなのであり、「亡児の母」も、これ等に準ずる立場の人物と理解され、正妻よりは年若い「妾」と理解して大過ないように思われる。

また、前任国司一行の人々の下向時、子供は亡児独りであったことが、二月九日条に、「かく、上る人々の中に、京より下りし時に、みな人、子どもなかりき、到れりし国にてぞ、子生める者ども、ありあへる」と、記述されていることから知られる。後述するように、「亡児追憶」記事六箇所中の三箇所目となる二月四日条までは、亡児逝去の悲嘆が、人々の間で共有されると同時に、「望京」の思いも併せて記されていたのが、翌五日条から「京の近づく喜び」が記され始めると、悲嘆の共有は喪失され、亡児の母は孤立して行くことになる。

ともあれ、亡児逝去の悲嘆が、一行の人々の間で共有された原因は、下向時、子供が亡児独りであり、人々共有の子供として大切に扱われ、その象徴であったことに

加えて、前任国司の「妾」という立場の女性の子供であったことも、重要な要素であったように思われる。

このように考える時、筆者「女」が、亡児の母付きの侍女であった可能性は、考えられてよいように思われる。その是非を確認するために、次節から、「亡児追憶」記事における筆者「女」の動向を、確認してみたい。

三

まず、「亡児追憶」記事の二箇所目は、一月十一日条に、次のように記されている。

この、羽根といふところ問ふ童のついでにぞ、また、昔へ人を思ひ出でて、いづれの時にか忘るる。今日はまして、母の悲しがらるることは。下りし時の人の数足らねば、古歌に「数は足らでぞ帰るべらなる」といふことを思ひ出でて、人のよめる、

⑭世の中に思ひやれども子を恋ふる思ひにまさる
思ひなきかな
といひつつなむ。

「羽根といふところ問ふ童」を契機として、一行の人々は、「昔へ人を思ひ出でて、いづれの時にか忘るる」と、亡児を片時たりとも忘れないうことが強調される。この記述は、筆者「女」の視点が、人々全体の動向に向けられた上で、「今日はまして、母の悲しがらるることは」と、普段にも増して悲嘆に打ち拉がれる亡児の母に、絞り込まれることになる。母がこの場に同席すること、嚙矢の十二月二十七日条④番歌のような、亡児逝去を失念する可能性は、排除されている。

「今日はまして」に、新編全集本が、「亡児にまつわる特定の忌日だったかも」(28頁頭注七)と付注する「特定の忌日」とは、十二月二十七日条で亡児の母の悲嘆が深く、言葉が発することさえできなかった心情を考える時、逝去後一年の歳月が経過した時点のこととは考え難く、七七日と理解するのが自然であろう。

とすると、逝去は十一月二十二日のこととなり、死後一か月半余りが経過した七七日の時点で、亡児を忘れないう「人」が、古歌「数は足らでぞ帰るべらなる」を想起し、人々の思いを代弁して、⑭番歌「子を恋ふる思ひにまさる思ひなきかな」と創出し、悲嘆が共有されることになる。その和歌を、人々が「いひつつ」と、繰り返し口ずさむ展開となるのも、一体感が形成されている以上、自然なことであらう。そして、「女」もまた、この場に同席しているのである。

尚、「望京」の思いは、右の記事の直前の記述で、通過する地名の「羽根」を聞き知った「わかき童」が、「羽根といふところは、鳥の羽のやうにやある」と発言したことに触発されて、「をむな童」が創出した⑬番歌

「飛ぶがごとくにみやこへもがな」に、表現されている。この和歌は、「いかでとく京へもがな」と思う「男も女も」「げに、と思ひ」、人々の間で共有されている。しかしながら、亡児に対する悲嘆の嚆矢の③番歌「みやこへと思ふ」のように、一首中に同時に表現されるのではなく、直前の場面に分離して記述されていて、「羽根といふところ問ふ童」を媒介として、両者が関連付けられていることを確認しておく。

四

次に、「亡児追憶」記事の三箇所目は、二月四日条に、次のように記されている。

この泊の浜には、くさぐさのうるわしき貝、石など多かり。かかれば、ただ、昔の人をのみ恋ひつつ、船なる人のよめる、

③⑧ 寄する波うちも寄せなむわが恋ふる人忘れ貝下りて拾はむ

といへれば、ある人の堪へずして、船の心やりよめる、

③⑨ 忘れ貝拾ひしもせじ白玉を恋ふるをだにもかたみと思はむ

となむいへる。女子のためには、親、幼くなりぬべし。「玉ならずもありけむを」と、人いはむや。さ

れども「死じ子、顔よかりき」といふやうもあり。

和泉の灘の某港（箱の浦）の先）滞留三日目の記述である。右の引用の直前に、楫取の「風、雲の気色はなはだ悪し」という天候判断で、出航を取り止めたにも拘わらず、「ひねもずに波風立たず」と、好天に恵まれた錯誤を、「日もえはからぬかたる」と罵倒しているのは、「望京」の思いに基づく行動であるといえよう。

前節で検討した二箇所目では、「わかき童」の言動が、「望京」と「亡児追憶」とを関連付けていたのとは異なり、直前に位置しながら、不本意な滞留の理由を記述するだけで、「亡児追憶」記事の契機となった「くさぐさのうるわしき貝、石など」は、滞在の当初から確認されていた既知の事柄なのであって、両者が関連付けられておらず、「望京」の思いの表現方法は、重複が回避されているのである。

浜辺に打ち上げられた美しい貝や石を契機として、「昔の人をのみ恋ひつつ」と、亡児を想起し恋慕って、「船なる人」と「ある人」が和歌を創出するこの場面に ついて、石坂氏は、「親、幼くなりぬべし」という記述に依拠してであろう、「ここで母と父は明示されていないが、亡き子を「玉」と賛美して揶揄されている「親」とは、やはり彼らのこと（45頁）であるとして、③⑧番歌「船なる人」が母」であり、③⑨番歌「ある人」が父」

であると解釈するのは、「文脈に沿った読みとして自然であろう」と指摘される。

また、新日本古典文学大系本も、「船なる人」に「亡き娘の母か」(24頁脚注一〇)、「ある人」に「船なる人」の対で、亡き娘の父か(同一三)と付注しているのは、如何であろうか。

既述した如く、二月九日条の五箇所目の「亡児追憶」記事には、土佐国への下向時、子供は亡児独りであったと明記されているのであり、加えて、その母は、前任国司の年若い「妾」であったと考えられるのである。そのため、一行の人々に等しく可愛がられ、子供の象徴として、共有された存在であったのであり、「女子」(亡児)のためには、一行の親は誰でも、矛盾した物言いをし、分別を失うのだというのであって、「亡児の親たちもまた分別を失っている」(新日本古典文学大系本、25頁脚注▽評)訳ではなからう。

亡児逝去の悲嘆は、人々の間で共有され続けているのであり、それを亡児の両親の和歌として、限定して解することは、共有による一体感の形成を否定することになるので、取れない。亡児の母と父とが登場する場面では、そのことが明示されるのであって、このような臚化した事例は、他に確認されないのである。それ故に、亡児の母は、この場面に不在であるだけでなく、父も不在なの

であろう(亡児の父は、二月九日条「父もこれを聞きて、いかがあらむ」と記述されるだけで、具体的な登場は、皆無である)。そして、筆者「女」だけが、この場に同席しているのである。

ともあれ、二月四日条の「船なる人」は、③⑧番歌「わが恋ふる人忘れ貝下りて拾はむ」と創出し、「ある人」は、③⑨番歌「忘れ貝拾ひしもせじ」と創出して、恋い慕う亡児を、一時的に忘れるために、「忘れ貝」を拾うか否かで、対応が分かれている。

「船なる人」は、亡児の逝去後七十三日(七七日から二十四日)が経過し、亡児を恋い慕い続けることに精神的辛さを感じたために、「忘れ貝」を拾って一時的に思いを中断し、気分転換を図った上で、改めて恋い慕おうと創出する。対して、「ある人」は、「忘れ貝」を拾わず、亡児を恋い慕い続けることこそが、思いのよすがであり、忘れない方法なのだ創出する。

「昔の人をのみ恋ひつつ」と、亡児に対する思いは一致している以上、「船なる人」が「忘れ貝」を拾う目的が、亡児を忘却し去るためでないことは明示されながら、対応の方法は相違しているのだが、人々の間で、こうした差異が記述されるのは、これが初出である。

加えて、「ある人」歌における亡児の比喩「白玉」をめぐり、その容姿については、「玉ならずも」という人

もあろうか。また、夭逝した子供は、記憶の中で美化されるものだともいうと、亡児の存在自体の相対化が、初めて記述されていることも、軌を一にすることなのであろう。

そして、こうしたことは、亡児の母が不在であるからこそ、可能になったことであるものの、亡児の位置付けに、揺れが兆し始めていることを、確認しておきたい。

五

次に、「亡児追憶」記事の四箇所目は、前節の四日条に連続する二月五日条に、次のように記されている。

「今日、波な立ちそ」と、人々ひねもすに祈るしるしありて、風波立たず。今し、かもめ群れるて、遊ぶところあり。京の近づく喜びのあまりに、ある童のよめる歌、

④② 祈り来る風間と思ふをあやなくもかもめさへだに波と見ゆらむ

といひて行くあひだに、石津といふところの松原おもしろくて、浜辺遠し。

また、住吉のわたりを漕ぎ行く。ある人のよめる歌、

④③ 今見てぞ身をば知りぬる住江の松より先にわれは経にけり

ここに、昔へ人の母、一日片時も忘れねばよめる、

④④ 住江に船さし寄せよ忘草しるしありやと摘みて行くべく

となむ。うつたへに忘れなむとはあらで、恋しき心地、しばしやすめて、またも恋ふる力にせむ、となるべし。

一行の人々の終日祈願の成果である「風波立たず」、「ある童」は、「京の近づく喜びのあまり」に、④②番歌「あやなくもかもめさへだに波と見ゆらむ」と、鷗を波に見立てる不吉な表現を含む和歌を創出するのだが、難詰されていない。「京の近づく喜び」が、全てを許容する免罪符になっているのであろう。

この「喜び」は、前日四日条までの三箇所で記述されてきた、「亡児追憶」記事に併記される「望京」の思いの代替表現なのだが、この転換は、人々の間で共有されてきた亡児に対する悲嘆を、喪失させることになる。

前任国司一行の人々にとって、船旅当初の目標が、畿内の南限である和泉国到達であったことは、「二十二日に、和泉の国までと平らかに願立つ」(十二月)や、「からく急ぎて、和泉の灘といふところに到りぬ。……今は和泉の国に来ぬれば、海賊ものならず」(一月三十日)に徴して明らかなのだが、到達時には、「海賊」に対する恐

怖心からの解放は、記述されても、「京の近づく喜び」は、記されていない。

そこで、五日条における船の移動を確認すると、先ず、「和泉の灘より小津の泊を追ふ」と記述され、④①番歌では、「小津の浦なる岸の松原」と創出されている。更に、「かくいひつつ来るほどに」と、「小津」を通過後も船を進め、④②番歌「祈り来る」の後に、「石津」の松原の風景が記述されていることを考えると、「京の近づく喜び」が吐露された時点での船の位置は、「小津」と「石津」の間であったことは間違いあるまい。

両者間にあつて、「京の近づく喜び」が吐露される契機となる土地として想起されるのは、和泉国府が置かれる「大津」であろう^{④②}。船旅の継続に不都合が生じて、国府の支援を受け、陸路の南海道を通じて都に帰還できる、安全が保証される地域であつたからである。

さて、住吉付近を航行する船中で、「ある人」は、「住江の松」を見て、④③番歌「松より先にわれは経にけ」る「身をは知りぬる」と、自身の老いの実感を創出するだけで、亡児の悲嘆に言及していない。この和歌では、三箇所目までに共通して確認された、亡児逝去の悲嘆を共有する人々の思いは、創出されず、個人的感懐を創出した嚆矢として、留意されよう。

亡児に対する悲嘆を創出するのは、「昔へ人の母」独

りであり(残る二箇所の「亡児追憶」記事でも、亡児の母が和歌を創出するだけで、一行の人々の創出は見られない)、「一日片時も忘れねば」母もまた、四日条「船なる人」の④③番歌「人忘れ貝下りて拾はむ」と同様に、④④番歌「忘草しるしありやと摘みて行くべく」と創出している。その母の心中について、筆記者「女」は、「恋しき心地、しばしやすめて、またも恋ふる力にせむ、となるべし」と、恋い慕い続けることの精神的辛さ、困難さに思いを馳せている。

この場に、亡児の母が同席しているのは勿論のこと、「女」も同席しており、その視線は、④④番歌を創出する母の心情に重ねられ、寄り添っていることが知られるのである。

六

次に、「亡児追憶」記事の五箇所目は、二月九日条に、次のように記されている。

かく、上る人々の中に、京より下りし時に、み
人、子どもなかりき。到れりし国にてぞ、子生める
子ども、ありあへる。人みな、船のとまるところに、
子を抱きつつ、降り乗りす。これを見て、昔の子の
母、悲しきに堪へずして、

⑤①なかりしもありつつ帰る人の子をありしもなく

て来るがかなしさ

といひてぞ泣きける。父もこれを聞きて、いかがあらむ。

かうやうのことも、歌も、好むとてあるにもあらざるべし。唐土も、こども、思ふことに堪へぬ時のわざとか。

前節の四箇所目に続いて併記される「京の近づく喜び」は、右の引用直前の淀川を遡上する船中から見遣る、惟喬親王と在原業平縁の渚の院の風景との関連で、記されている。院の「松」風の音と「梅の花」の香という自然に、往時と現在との不変性を感じ取り、和歌が二首創出される。その二首目の⑤〇番歌「君恋ひて世を経る宿の梅の花」は、一行の人々が、自らの思いを重ねて受容できざる表現でもあったことから、「といひつつ」と、繰り返し口ずさまれるとともに、淀川遡上も半分を過ぎ、渚の院を眼前にして、平安貴族が都の近郊を逍遙する行動圏に辿り着いた実感から、「みやこの近づくを喜びつつ上る」と記述されている。

さて、右の亡児の記事は、既述の如く、逝去の悲嘆が、何故に、人々の間で共有され得たのかを、説明する記述となっている。具体的には、土佐国下向時の数十名の集団で、子供は亡児独りだったのであり、帰京時の大勢の子供達は皆、任地で誕生したというのである。六歳以下

の子供を、船の停泊地ごとに抱き抱えて降乗する様子を見て、「昔の子の母」は、愛娘を亡くした悲嘆に堪えることができず、⑤①番歌を創出する。何故に、我が子だけが逝去せねばならなかったのか。土佐国で誕生した子供達と対比する時、なし得ることは、その理不尽さを悲嘆することだけであった。

この場面で唯一、亡児の父について「これを聞きて、いかがあらむ」と、筆記者「女」は、その心情に思いを馳せるのだが、具体的記述はされていない。その理由は、亡児が七歳で逝去したために（赴任時三歳）、「無服之殤」の「生三月至七歳（『令義解』卷九・仮寧令）に該当し、喪に服することも、公的に悲嘆することも、叶わなかったためであろう。

亡児の母は、愛娘喪失の悲嘆を独りで抱え込むしか、術がなかったのであり、加えて、筆記者「女」もまた、母の悲嘆を「泣きける」と記述するように、この場に不在なのである。そして、亡児の父もまた、「いかがあらむ」と記されて、「いかがありけむ」とは記されていない以上、母の⑤②番歌創出時に、同席していないのである。

亡児の母の悲嘆の孤立化は、四箇所目で和歌による人々の悲嘆の共有が喪失された後、ここでは、和歌それ自体が創出されなくなるのに加えて、父である夫も、

「女」も寄り添っておらず、孤立無援の状態にあることが、強調されているのである。

七

最後となる「亡児追憶」記事の六箇所目は、京の自邸に帰着した二月十六日条に、次のように記されている。

思ひ出でぬことなく、思ひ恋しきがうちに、この家にて生まれし女子の、もろともに帰らねば、いかかは悲しき。船人も、みな子たかりてのしる。かかるうちに、なほ、悲しきに堪へずして、ひそかに心知れる人といへりける歌、

⑤6 生まれしも帰らぬものをわが宿に小松のあるを見るが悲しき

とぞいへる。なほ、飽かずやあらむ、また、かくなむ、

⑤7 見し人の松の千歳に見ましかば遠く悲しき別れせましや

四・五箇所目で記述されていた「京の近づく喜び」「みやこの近づくを喜びつつ」は、京に辿り着いた喜びに転換し、十六夜の月明かりのもとで桂川を渡った後、「夜更け」た時点で、「京に入りたちてうれし」と記述される。

自邸に帰着した時、月明かりで確認した、「いふかひ

なくぞ、こぼれ破れ」ている現状に対する不満を、「今宵、「かかること」と、声高にもいはず」と命令できるのは、前任国司だけであり、この箇所は、「女性仮託」が破綻している事例として、これまで指摘されてきた。⁽²⁰⁾

それに対して、石坂氏は、「表現のうえでは、ここはあくまで「女」の言動と読まなければならない」(35頁)とし、右の事例も「女」が然るべき人物に同化した結果の物言い」であって、「貫之とおぼしい主人公とその妻」に同化できる、「そのような語りができる存在」なのだ指摘されている。従うべき見解であろう。

さて、「この家にて生まれし女子」が生還できなかつた悲嘆は、「いかかは悲しき」と、亡児の母の心中が記述される一方で、子供が任国で誕生し、無事に生還した船同乗の人は皆、子供が群がり騒いでいる。悲喜の明暗が対比的に記述された後、亡児の母は、「悲しきに堪へず」「心知れる人」と二人、生還を喜ぶ人々とは隔絶して、亡児逝去の悲嘆を共有する。前節の五箇所目で、孤立無援であった母は、帰還した自邸で初めて、悲嘆を共有できる人を得るのであり、それは何等かの事情があって、土佐国には同行し得なかつた育ての母としての乳母であるように思われる。

生みの母と育ての母の乳母という、究極の肉親二人の

間で、生母による⑤⑥番歌二首が創出され、亡児の悲嘆が共有されたことを、筆記者「女」は、助動詞「けり」を使用して記述していることから、五箇所目に続いて、この場にも同席していなかったことが知られるのである。亡児の母の孤立は、悲嘆を共有する「心知れる人」たる育ての母の乳母が、現れはするものの、それ以上は拡大しないので、解消されず、閉塞状況は継続されていて、記述の単純な重複は、回避されているのである。

八

以上、述べてきたことをまとめて、結語としたい。

「亡児追憶」六箇所の記事は、一行の人々の亡児に対する悲嘆の共有と、「望京」の思いが併記される、前半の三箇所(十二月二十七日条・一月十一日条・二月四日条)と、「京の近づく喜び」が記される(六箇所目は、「京に入りたちてうれし」のに併せて、亡児の悲嘆が共有されなくなり、母が人々と隔絶して孤立化する、後半の三箇所(二月五日条・同九日条・同十六日条)に大別される。その転換点は、和泉国府のある大津の河口到達であった。京の前任国司邸で「亡児」を生んだ母は、正妻よりは若い「妾」であったろう。筆記者「女」が、亡児の母に如何に寄り添っているのかを確認すると、嚆矢の十二月二十七日条③番歌の時点では、寄り添い同席し、同日の

④番歌の時点では、母と「女」は、二人ともに不在であって、母の存否に拘わらず、亡児の悲嘆は、人々の間で共有されている。

二箇所目の一月十一日条では、亡児の母が普段にも増して、悲嘆を深めていることから、亡児の七七日に当たると思われ(十一月二十二日逝去)、「女」も寄り添い同席して、亡児の悲嘆は、⑭番歌で共有されている。

三箇所目の二月四日条では、亡児の母の存在は記されず、亡児を恋い慕いつつも、忘れ貝を捨て、一時的に休息を取ろうとする⑳番歌と、捨うことなく恋い慕い続けようとする㉑番歌とで、人々の対応に初めて差異が生じている。更に、亡児が「白玉」であったのか否か、夭逝した亡児の美化・理想化に言及して、亡児の相対化が初めて記述されており、亡児の位置付けに、揺れが兆し始めるとともに、「女」が亡児の母に寄り添わず、同席していない初例となっている。

次に、「京の近づく喜び」が記される、後半の三箇所について確認すると、四箇所目の二月五日条では、住吉付近を航行する折、「ある人」㉒番歌は、自身の老いを嘆いて、亡児の悲嘆が一行の人々の間で、初めて共有されず、片時も忘れない母独りが、忘れ草を摘んで、恋い慕う気持ちを一時的に休止した上で、改めて恋い慕おうという、⑭番歌を創出している。この場に、「女」は寄

り添い同席している。

五箇所目の二月九日条では、任国で誕生した子供を抱き抱えて降乗する人々を見て、亡児の母は、愛娘を失って帰途に就く「かなしさ」を、⑤番歌に創出して悲嘆する時、「女」は同席しておらず、父も不在であるため、母は孤立無縁の状態にあることが記されている。

六箇所目の二月十六日条では、京の自邸に帰着した時、子供が群がり騒ぐ同船の人々とは隔絶して、悲嘆する亡児の母に寄り添うのは、「心知れる人」としての育ての母である乳母独りであり、「女」は、九日条に続けて、母に寄り添わず同席していない。

以上のように確認する時、仕える主人に常に寄り添い、身の廻りの世話をすることを職掌とする侍女の基準に照らして、「亡児追憶」記事六箇所中の三箇所で、亡児の母に寄り添わない筆記者「女」は、母付きの侍女として認定し得るのか、という問題が生ずるので、母に寄り添わず別行動を取る理由を、考えてみたい。

「女」が亡児の母に寄り添わず、行動をともししていない事例を確認すると、二月四日条(三箇所目)では、亡児の悲嘆は共有されながらも、その対応に初めて差異が生ずるとともに、母が不在であるが故に、亡児の存在自体の相対化が記述されて、揺れが兆し始め、同九日条(五箇所目)では、逝去して帰還できなかった亡児と、任

国で誕生し無事に生還した子供との対比の中で、亡児の悲嘆は共有されなくなり、「女」は寄り添わず、父も同席しない母は、辛い心情を和歌に創出して泣き崩れるしかなく、母の孤絶が表現されている。そして、同十六日条(六箇所目)の、都の自邸帰着後は、「心知れる人」としての育ての母である乳母しか、亡児の悲嘆を共有する者がおらず、母の孤絶が継続されていることを、「女」が寄り添わず同席しないことで、再確認する結果になっている。

すなわち、筆記者「女」が、仕える亡児の母に寄り添わず、同席しない、本来はあり得ないはずの記述は、亡児の相対化と母の孤絶を、効果的に描出する結果になっているのであり、このことは、「女」が亡児の母付きの侍女であることを、否定する根拠にならないだけでなく、亡児の母を日記中に位置付ける役割を、果たしているように思うのである。

これまで、筆記者「女」の立場・位置をめぐって、踏み込んだ議論は、なされて来なかったので、一月十一日条「母の悲しがらるること」という尊敬の助動詞と、二月十六日条「この家に生まれし女子」という記述を手懸かりにして、「亡児追憶」記事を検討することを通して、愚見を述べてみた次第である。

註

(1) 『土左日記』貫之自筆本を忠実に書写したと評される為家自筆本の、江戸期転写本である青鉛書屋本は、原則として平仮名で記されているのだが、日付を除く漢字表記を確認すると、異なり語数22語、延べ語数40語が使用されている。

具体的に述べると、「京」12例、「願・講師・白散・子日・院・故・子」各2例、「日記・日・一文字・十文字・郎等・宇多・明神・人・五色・病者・不用・中将・相応寺・千」各1例である。

(2) 和歌の引用は、全て『新編国歌大観』に拠った。

(3) 木村正中氏「土佐日記の構造」『中古文学論集』第四卷「土佐日記・和泉式部日記・紫式部日記・更級日記」おうふう 平成一四年七月。初出は昭和三八年。

(4) 宮崎莊平氏「女流日記文学の初発としての『土左日記』」『平安女流日記文学の研究』笠間書院 昭和四七年一〇月。初出は昭和四七年。

(5) 菊地靖彦氏「『土左日記』をめぐる二、三の問題―近年の諸論にふれながら」(木村正中氏編『論集日記文学 日記文学の方法と展開』笠間書院 平成三年四月)。本稿中の氏の論文引用は、特記なき限り、これに拠った。

(6) 森田兼吉氏「『土佐日記』論」『日記文学の成立と展開』笠間書院 平成八年二月。初出は平成四年。本稿中の氏の論文引用は、全てこれに拠った。

(7) 石坂妙子氏「日記文芸を拓く〈女〉の視点」『平安期日

記文芸の研究』新典社 平成九年一〇月。初出は平成八年。本稿中の氏の論文引用は、特記なき限り、これに拠った。

(8) 菊地靖彦氏「土佐日記」『解説』(『新編日本古典文学全集 土佐日記』蜻蛉日記)小学館 一九九五年一〇月

(9) 助動詞「き」について、鈴木泰氏「改訂版 古代日本語動詞のテンス・アスペクト―源氏物語の分析」(ひつじ書房 一九九九年七月改訂版)は、藤裏葉巻までの会話文のキ形調査の結果として、「くキ形で表される出来事は、昨夜から数十年前までのかなり広い時間的範囲に起こったこと」(281頁)であって、「現在の出来事や人間の一生のスケールを越えた何世代も何世紀も前の出来事を表すものはない」と、述べておられる。

『土左日記』筆記者「女」は、前任国司一行に同行する、時間と空間を共有する人物であり、地の文のキ形は、会話文と同等に理解してよいように思われる。

(10) 渡瀬茂氏「『土左日記』の「ある人」について―作中歌詠者設定の一問題」『平安文学研究』第68輯 昭和五七年一二月)は、創出される和歌が、一行の人々共通の思いを「代表」して詠まれることに、「人物像の曖昧さ、個性の欠如の意義」(78頁)を読み取っておられる。首肯すべき指摘だが、「代表」は、「代弁」に置き換えて論述する。

(11) 助動詞「けり」について、中西宇一氏「助動詞「けり」の間接性」『女子大國文』第30号 一九六三年六月)

は、「伝聞事実の主観的な把握において、話手自らの責任において語るものとして述べる、主体的・間接的な伝聞態度を示すもの」(15頁)であると指摘される。

これは、鈴木泰氏『古代日本語時間表現の形態論的研究』(ひつじ書房 二〇〇九年二月)が分類される「言及」という、「他者からの伝聞やその社会につたわる神話や伝承などの、そこになんらかの知識や文化的共有資産が格納されている言語的構築物にもとづいてそのことがら」とりあげる(439頁)用法と重なり、「語られる内容は語るまえからすでに存在していたものとするという、共通の前提だけが存在する」(440頁)と指摘されている。

(12) 侍女は、仕える主人が決まっていたことが、次のような事例から知られる。『竹取物語』では、月へ帰還する一か月前の七月十五日に、「せちに物思へる気色」のかぐや姫を心配した「近く使はるる人々」が、翁に配慮を要請しているし、『落窪物語』巻四では、継母の四の君が大宰権帥と再婚して筑紫へ下る時、「大人三十人、童四人、下仕四人」を同行させている。また、『源氏物語』須磨巻でも、光源氏は須磨下向に際して、自分付きの侍女達で、帰還を待てる者を紫の上に託している。

(13) 註(11)鈴木泰氏前掲書。

(14) 前任国司は、十二月二十七日に大津を出航しており、「船君」と称すべきであろうが、その初出は、一月十四日条であり、九日の大湊出航までは、土佐国在住の「見送りに来る人あまた」の行動が記述されているので、

「前任国司」として分類した。

(15) 拙稿『土左日記』和歌直後の重複する「詠む」「言ふ」について『花園大学文学部研究紀要』第54号 二〇二二年三月9頁で論じた。

(16) 「昔へ人」たる亡児を想起する契機となるのが、「羽根といふところ問ふ童」(男童であって、同性の「をむな童」でない理由については、拙稿『土左日記』「言ふ」歌の再検討―「詠む」歌との差異について)『日記文学研究誌』第23号 二〇二一年七月31頁32頁で論じた。

(17) 『土左日記』において、記述が単純な繰り返しにならないよう、重複を回避していると判断される事例として、「漢詩記事」を指摘できるとについては、拙稿『土左日記』漢詩記事の叙述方法―「女性仮託」を論ずるための序章として(『中央大学国文』第63号 二〇二〇年三月)で論じた。

(18) 註(7)石坂妙子氏前掲書、「不変の「心」―女子追慕の意味」。

(19) 註(15)前掲拙稿、14頁16頁で論じた。

(20) 平沢竜介氏「土佐日記試論―貫之の意図」(『古今歌風の成立』笠間書院 平成一一年一月、初出は昭和五八年)は、「土佐日記に関連する人物の中でこうした感懐を抱くに最もふさわしい人物となれば、それはこの家のあるじである貫之を描いては他にない(45頁)く、「この日記に書き手の混乱があり日記全体がある特定の書き手によ

って統一されていない」(144頁)ことを指摘されている。

(21) 石坂氏は、註(7)前掲論文で、前任国司の「妻である亡児の母」と述べて、「妻」と「亡児の母」を同一人物と解釈されているが、稿者は、第二節で述べたように、「妻」と「亡児の母」(妾)は、別人とする立場に従う。

(そね せいいち／花園大学名誉教授)